

金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律136号）第10条第1項の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進するため、金武町まち・ひと・しごと創生外部有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 地方版総合戦略の策定に関すること。
- (3) その他、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産業分野
- (2) 行政分野
- (3) 教育分野
- (4) 金融機関
- (4) 労働分野
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の策定及び実施に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招集する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、委員長が認めた者を委員の代理として出席させることができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。